令和８年（フ）第９３７号
千葉県野田市七光台255番地の１　セレナヴィータⅠ　203
債務者　長谷川克哉
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　英恵
4　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月８日午前10時20分
6　免責意見申述期間　令和９年２月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第４２５号
岐阜県各務原市鵜沼各務原町３丁目111番地
債務者　坂野ゆかり
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　善明
4　破産債権の届出期間　令和８年12月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月９日午前10時10分
6　免責意見申述期間　令和９年２月９日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第８７６号
千葉県柏市根戸599番地１
債務者　青柳　　薫
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山川　　彩
4　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月15日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年２月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５６９号
兵庫県加古郡播磨町古宮４丁目４―26、住民票上の住所兵庫県加古川市別府町新野辺2992番地
債務者　長山　一男
1　決定年月日時　令和８年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荻野　正和
4　破産債権の届出期間　令和８年12月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月18日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第３４号
鳥取県東伯郡北栄町由良宿660番地40
債務者　山根美知代
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐野　泰弘
4　破産債権の届出期間　令和８年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

令和８年（フ）第７４号
山口県防府市高倉１丁目28番32号
債務者　長岡　深幸
1　決定年月日時　令和８年11月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　宏信
4　破産債権の届出期間　令和９年１月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年３月５日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　令和９年３月４日まで
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１９４号
宮崎県延岡市小野町6911番地１
債務者　日野　亮司
1　決定年月日時　令和８年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保山博充
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第４７０３号
大阪市平野区平野西３丁目３番14―202号
債務者　新　　純一
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀部　道寛
4　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７０４号
大阪市平野区平野西３丁目３番14―202号
債務者　新　　利恵
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀部　道寛
4　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９１３号
大阪市大正区千島３丁目４番15号　アミティー大正　２Ｃ
債務者　甲谷　匠音
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　檜垣　建太
4　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第４２号
熊本県菊池市隈府1031番地
債務者　荒木　桂眞
1　決定年月日時　令和８年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

令和８年（フ）第７９５６号
東京都足立区綾瀬４丁目20―21―102
債務者　齊藤　直也
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８０５４号
東京都板橋区西台２丁目４―23
債務者　大原　和子
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８０５７号
東京都中野区新井５丁目23―６―302
債務者　太田　　功
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８０６１号
東京都板橋区赤塚４丁目34―３―201
債務者　三木　宣幸
1　決定年月日時　令和８年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午前11時
東京地方裁判所民事第20部